平成２２年（フ）第７２号
神奈川県足柄上郡開成町吉田島4306番地３開成庭園の杜パレットガーデン１―1403
債務者　鶴岡　正章
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５５０号
神奈川県小田原市蓮正寺298番地の１　螢田マンション405号
債務者　鎌田　広和
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６１４号
神奈川県厚木市金田766番地１　サンシャトル106
債務者　後藤由紀子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６２８号
神奈川県小田原市南鴨宮２丁目49番９号　サンハイツ202
債務者　野手　　猛
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６３９号
神奈川県平塚市纏349番地の２
債務者　府川ミチ子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６６５号
神奈川県秦野市並木町７番６号
債務者　相原　良子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６６６号
神奈川県秦野市並木町７番６号
債務者　相原　宏一
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６７０号
神奈川県南足柄市竹松687番地　サンハイツ岩本102
債務者　村里真奈美（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６８１号
神奈川県秦野市曲松２丁目１番17号、前住所神奈川県秦野市横野247番地の３
債務者　山口　泰世
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６９８号
神奈川県小田原市前川580番地
債務者　田村　助春
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７１０号
神奈川県足柄上郡大井町金子857番地２
債務者　湯山　　樹
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７１５号
神奈川県平塚市南豊田46番地の７　コーポユタカ２号
債務者　國唯　照美
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７１６号
神奈川県平塚市入野178番地の２　コーポ原202号
債務者　城田　英明
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４６２号
新潟市江南区曙町５丁目２番35号
債務者　内山　三徳
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６３号
新潟市江南区曙町５丁目２番35号
債務者　内山　広子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４７６号
新潟市西区新中浜６丁目４番地21
債務者　荒川　誠司
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７９号
愛知県江南市古知野町日の出86番地２
債務者　長谷川史子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４１０号
愛知県犬山市中山町１丁目39番地　安達ビル402
債務者　福島　武夫
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部